

# 檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日（火）午後2時00分から午後2時20分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員（14名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 坂口 洋
3番 北吉 温能	4番 林田 至玄
5番 吉川 作衛	6番 上田 逸朗（会長）
7番 吉田 昌功	8番 中川 眞一
9番 堀田 雅三	10番 森川 千鶴子
11番 岡本 和久	12番 石井 三智子
13番 森田 尚子	14番 谷口 敏彦
4. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
  - 第3 第2号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
  - 第4 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件
  - 第5 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件
  - 第6 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件
  - 第7 報告3 農地造成届出に関する件
  - その他 農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件  
相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件

## 5. 会議の概要

### 事務局

ただ今より、令和8年3月総会を開催いたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

### 上田会長 挨拶

### 議長

本日の出席委員は14名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年3月の総会を開会いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

### 事務局 議案書の議事日程を朗読

### 議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、10番 森川千鶴子委員、並びに11番 岡本和久委員を指名いたします。

### 議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番は、売買によるもので、2番及び3番は、贈与によるものです。

事務局からは以上でございます。

### 議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

まず、1番の調査の結果説明を地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

### 石井委員

1番、田中町\*\*\*の田、583㎡は、市立畝傍中学校から北約500mに位置し、\*\*町の\*\*\*氏が、\*\*市の\*\* \*\*氏外1名から、売買により譲り受けられるものです。

譲渡人は、相続により申請地の所有権を取得しましたが、遠方のため管理が難しく不作付地となっていたところ、譲受人が、隣接の家屋と同時に購入し、夫婦2人で農業に従事することとなったものです。

新規就農者ですが、夫は家族で耕作していた経験があります。農機具を知人から借り受けて、田として利用する計画です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長

次に2番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の谷口委員さんからお願いします。

### 谷口委員

2番、曾我町\*\*\*の畑、466㎡につきましては、市立真菅小学校から東約50mに位置し、\*\*市の\*\* \*\*氏が、母である\*\*町の\*\* \*\*氏から、贈与により譲り受けられるものでございます。

譲渡人が高齢となり、就農が困難になったため、申請に至ったものでございますが、申請地は市街化区域農地で、隣接する農地はなく、地域との調和要件に支障はございません。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

### 議長

次に3番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の森田委員さんからお願いします。

### 森田委員

3番、高殿町\*\*\*の田、940㎡外12筆、合計8,548㎡は、市立鴨公小学校から東約700mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、同居の父である\*\* \*\*氏から、所有するすべての農地を、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長

以上で、第1号議案、1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

**議長**

意見なしとの声も上がっておりますので、採決したいと思います。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員の賛成によって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

**議長**

日程第3、第2号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は6件です。

1番の観音寺町\*\*\*の田、1,021㎡外3筆は、\*\*町の\*\* \*\*氏外2名から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、\*\*市の\*\*\*株式会社に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和13年5月31日まででございます。

以下、全て使用貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりです。なお2番から5番は新規の権利設定で、6番は継続案件でございます。事務局からは以上です。

**議長**

以上で、第2号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

**議長**

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案、農用地利用集積等促進計画案・権利設定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員であります。よって、第2号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

**議長**

次に、日程第4、第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は、1件です。

1番、十市町\*\*\*の田、1,294㎡は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、\*\*市の\*\* \*\*氏が使用貸借権の設定を受けていましたが、\*\*町の\*\* \*\*氏に、集積のため、権利を移転するものです。使用貸借期間は令和15年7月31日まででございます。なお当該地は、十市町地域計画の区域外農地です。事務局からは以上でございます。

**議長**

以上で、第3号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

**議長**

意見なしとの声が上がりましたので、採決いたします。第3号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移転）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員であります。よって、第3号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

## 議長

日程第5、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は3件です。

1番、常盤町\*\*\*の田、787㎡は、奈良県橿原総合庁舎から南西約50mに位置し、\*\*郡\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*郡\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和8年2月13日でございます。

以下、2番及び3番は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご高覧ください。  
事務局からは以上でございます。

## 議長

以上で報告1の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

## 議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

## 議長

日程第6、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

## 事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、2件です。1番、地黄町\*\*\*の畑、690㎡の内230㎡は、賃借人である\*\*町の\*\* \*\*氏と、賃貸人である\*\*町の\*\* \*\*氏とが合意解約されたもので、通知日は令和8年1月26日でございます。

2番、膳夫町\*\*\*の田、909㎡は、賃借人である\*\*町の\*\* \*\*氏と、賃貸人である\*\*市の\*\* \*\*氏とが合意解約されたもので、通知日は令和8年1月28日でございます。

事務局からは以上です。

**議長**

以上で報告2の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

**議長**

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

**議長**

日程第7、報告3、農地造成届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地造成届出に関する件の報告は1件です。

1番は、南浦町\*\*\*の田、1,735㎡の内974.78㎡外2筆、合計2,991㎡は、市立香久山体育館から西約700mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、田を畑に変更してイチゴを栽培するため、農地造成をしたいと届け出られたもので、届出日は令和8年2月10日でございます。事務局からは以上です。

**議長**

以上で報告3の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

**議長**

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

**議長**

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、寺田町\*\*\*の田、1,934㎡は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である\*\*町の\*\* \*\*氏と、貸人である\*\*町の\*\* \*\*氏の間で合意解約されました。解約日は令和8年2月9日です。事務局からは以上でございます。

**議長**

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

**議長**

ご意見がないようですので、報告のとおりといたします。

**議長**

次に、その他の案件、相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件は1件です。

1番は、\*\*市の\*\* \*\*氏が令和7年7月18日に死去され、長男の\*\* \*\*氏が\*\*町\*\*\*の田、1,808㎡を相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの申請がありました。地区担当推進委員の橋本委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上でございます。

**議長**

ただ今の事務局の説明のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

**議長**

ご意見がないようですので、承認することにいたします。

**議長**

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、3月の農業委員会総会を閉会いたします。